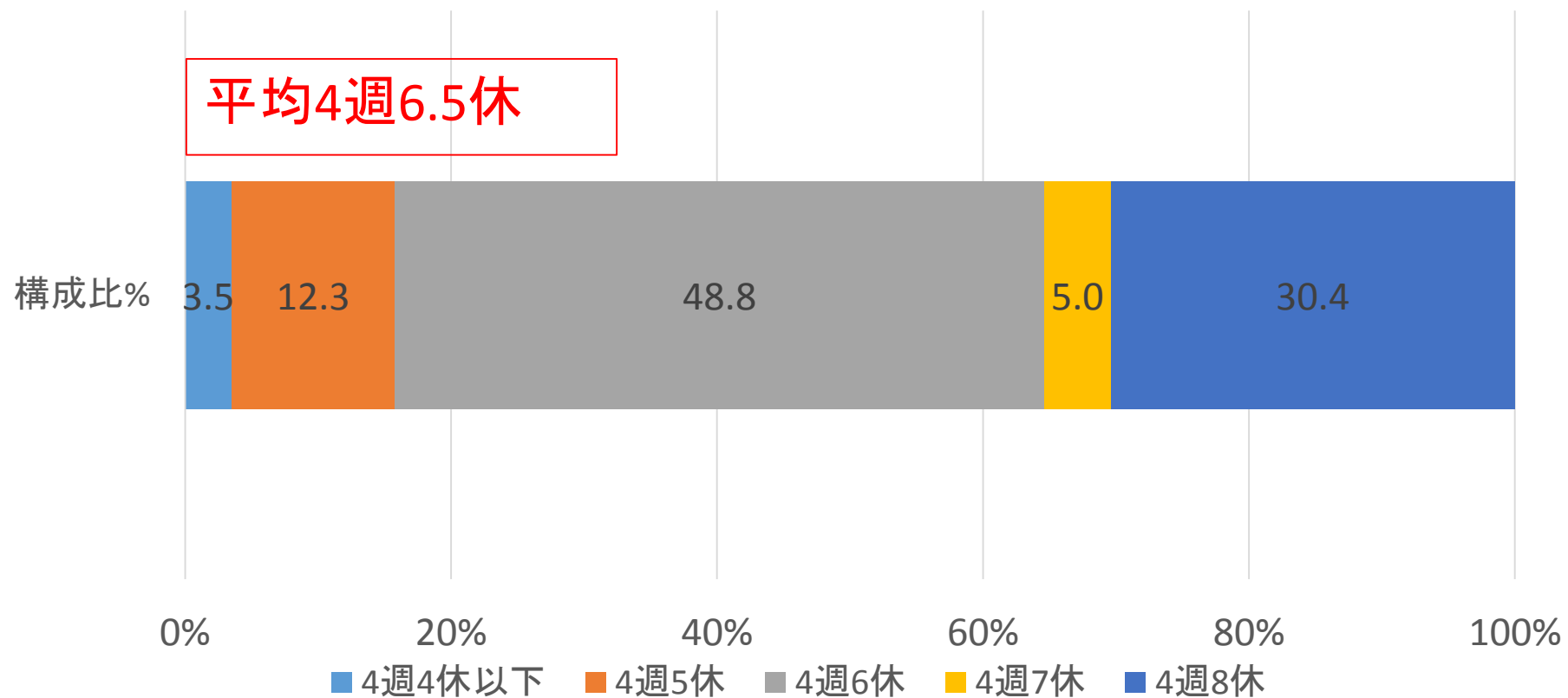


北海道建設業協会会員の休日状況

2017調査

回答数261社



建設業における時間外労働規制の見直し

- 建設業は、従来、天候等の自然的条件に労働時間が左右されるという特性があることから、時間外労働の上限規制の対象外とされており、ゼネコンの現場技術者等において、残業時間が長い傾向が見られる。
- 今般、総理、関係閣僚及び有識者から構成される「働き方改革実現会議」において、「働き方改革実行計画」が決定され(平成29年3月28日)、長時間労働の是正を図る観点から、時間外労働について罰則付きの上限規制が導入されることとなり、建設業についても、改正法施行の5年後に、他産業と同様の上限規制を適用することとなった。
- 建設業については、業界団体からの意見や実態を踏まえて、以下の方向で見直すこととなった。
 - ①十分な猶予期間の設定 ②災害時の復旧、大雪時の除雪等に支障が生じないような制度設計 ③発注者の理解と協力を得るための仕組み

	現行規制	見直しの内容「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日決定)
原則	<<労働基準法で法定>> (1) 1日8時間・1週間40時間 (2) 36協定を結んだ場合、 協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) <u>災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能</u> (労基法33条)	<<同左>>
↓ 36協定の 限度	<<厚生労働大臣告示：強制力なし>> (1) ・原則、月45時間 かつ 年360時間 ・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし(年6か月まで)(特別条項) (2) ・ <u>建設の事業は、(1)の適用を除外</u>	<<労働基準法改正により法定：罰則付き>> (1) ・原則、月45時間 かつ 年360時間 ・特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定 ① 年720時間(月平均60時間) ② 年720時間の範囲内で、 <u>一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定</u> a. 2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内(休日出勤を含む) b. 単月100時間未満(休日出勤を含む) c. 原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限 (2) 建設業の取り扱い ・施行後5年間 現行制度を適用 ・施行後5年以降 <u>一般則を適用。ただし、災害からの復旧・復興については、上記(1)②a.b.は適用しない(※)が、将来的には一般則の適用を目指す。</u> <small>※労基法33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、復旧・復興の場合でも臨時の必要性がない場合は対象とならない</small>

※ 発注者を含めた関係者で構成する協議会の設置など長時間労働是正に向けた必要な環境整備を推進

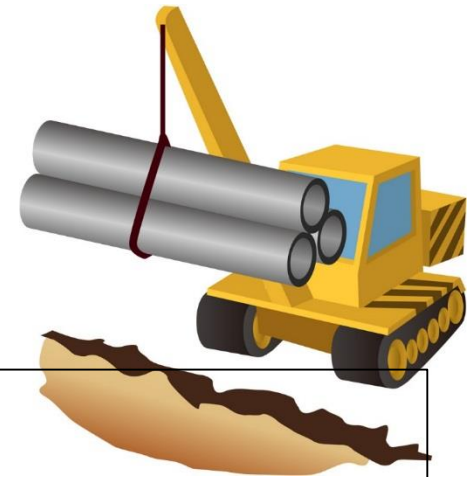
時間外労働の上限規制

- 時間外労働の上限規制の労働基準法改正が行われると、右のような月当たり労働時間が上限となる。
- 北海道では、夏の気候のよい時期に集中して工事が行なわれていることからすれば、この上限規制は非常に厳しいと考えている。
- 技術者の時間外規制が、書類作成の時間を制限することにつながる。
- 施工時期の平準化、適正な工期、書類の簡素化は必須の事項と考えている。

時間外労働の上限規制		
720時間		
	時間外労働	休日労働 80時間
1月	45時間	35時間
2月	45時間	35時間
3月	45時間	35時間
4月	45時間	35時間
5月	45時間	35時間
6月	45時間	35時間
7月	75時間	5時間
8月	75時間	5時間
9月	75時間	5時間
10月	75時間	5時間
11月	75時間	5時間
12月	75時間	5時間
	時間外労働	休日労働
960時間		

建設業の課題に対する対策

- 年収の引き上げ、適正価格での下請契約の履行、社会保険加入推進
- 積極的なリクルート、建設業のイメージアップ、現場見学会
- 女性活躍推進
- 週休二日の導入
- 生産性向上の努力 国土交通省i-Construction



以上の対策を息長く継続していくことが必要

元請だけ専門工事会社だけコンサルタントだけ、という発想ではこの変化を乗り切れない、建設業界全体で取り組むこと、そして発注者も含めて一緒に考えていくこと